

## 特別養子縁組とは

生みの親が育てることができない子どもを、育ての親に託し、子どもが安定した家庭で生涯生活することができる公的制度です。

法的な手続きを経て、子どもと育ての親は戸籍上も実の親子になります。

現在、日本には保護者がいない子ども・被虐待児などで社会的に擁護を必要とする子どもが約4万2千人\*います。

里親や養子縁組等の家庭で暮らすことができる子どもはごくわずか\*です。

令和4年の特別養子縁組成立件数は580件\*のみで、ほとんどのこどもは施設で生活しています。

【子どもを家庭で育てる】ことにより、子どもたちは特定の育ての親（養親）と愛着関係をむすび、安心感、自己肯定感を養うことができます。

特別養子縁組を活用し法的な親子関係を結ぶことで、パーマネンシー（永続的な親子関係の構築）が保証され、子どもの発達により良い影響を与えます。

\*:出典

・令和5年4月5日 こども家庭庁支援局家庭福祉課 社会的養育の推進に向けて

・令和4年 最高裁判所「司法統計」

## 団体概要

ミダス&ストークサポートは、社会福祉法に規定された第二種社会福祉事業「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」を行う特定非営利活動法人です。

予期せぬ妊娠で困っている妊婦さんの相談支援、養子縁組のあっせん事業を助産師、社会福祉士などの専門職がチームで支援を行っています。

養子縁組あっせん事業は「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」に基づく都道府県知事の許可を得て運営しています。

相談は全国から受け付けています。

### 事業所概要

特定非営利活動法人ミダス&ストークサポート

理事長：倉田友紀（社会福祉士）

許可番号：子第09260001号

本部：和歌山県橋本市矢倉脇313番地の1

東京事務所：東京都練馬区石神井町2-8-30-101

 <https://www.storksupport.net/>

WEB

 [midas\\_storksupport.npo](https://www.instagram.com/midas_storksupport.npo)

Instagram

養親希望者資料請求はこちら



<https://www.storksupport.net/sodatenooya/>

子を迎えようとお考えの方へ



# 特別養子縁組という 制度を ご存じですか

特定非営利活動法人  
  
ミダス & ストークサポート  
MIDAS & STORK SUPPORT

ミダス&ストークサポートでは  
子を迎えたいとお考え中のご夫婦のための研修や  
児童委託後のサポートを行っています



## 児童委託後のサポート

ミダス&ストークサポートでは年間約40件の  
特別養子縁組が成立しています  
成立まで担当職員が一貫してサポートします



## 養親交流会

ミダス&ストークサポート主催の交流会（オンライン・対面）を定期的で開催しています。

全体交流会の他、エリア別にも交流会を実施しています。



## 真実告知勉強会

子どもの権利条約では「児童はできる限りその父母を知る権利がある」と定められており、子どもに対して出自を明かすことを「真実告知」と言います。「真実告知」は出来る限り早期に行うことが推奨されていますが、方法に不安を持つ養親の方々もいらっしゃいます。当団体では有識者を招き、真実告知の勉強会を実施しています。

ご相談は  
全国から  
受け付けています



## 育児相談・申立て支援

特別養子縁組成立には家庭裁判所での手続き（申立て）が必要です。申立てに関する支援（手続き方法の案内、作成書類の案内など）を行っています。

また、特別養子縁組成立まで（主に乳児期）育児相談を助産師や保健師、保育士がオンライン交流会にて相談にのっています。



## コミュニティサイト

ミダス&ストークサポートからお子さんを委託された養親専用のコミュニティサイトがあります。このサイトでは、特別養子縁組のご家庭が地域で子育てをできるよう、当事者同士がコミュニケーションをとることを目的としています。

サイトでは養親交流会のイベントのご案内や、育児相談、悩み事の相談、成長の共有など自由にご利用いただけます。

## 特別養子縁組成立までの流れ

資料請求

説明会/面談

研修会

※研修は複数回あります

家庭訪問

## 登録から児童委託までのながれ

登録

待機

マッチング

委託

登録までに団体による審査があります。児童委託後は家庭裁判所に申し立て手続きが必要です